

令和7年台風15号 竜巻・水害

生活再建説明会

-使える支援制度と罹災証明のこと-



ひ さ ぽ

被災者支援情報さぼとページ



ひさぽのサイトへ

支援制度ツールをDLするサイト



日本弁護士連合会

災害復興支援委員会

副委員長

弁護士・防災士 永野 海

(台風15号で多数予想される法律相談)

今回の「竜巻」で自分の家や物置の一部が飛び
他人の家や車を傷つけてしまいました
(傷つけられてしまいました)
賠償責任はありますか？



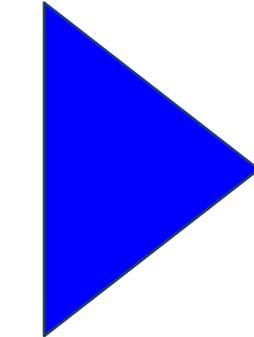
今回の竜巻は推定風速75m/sで
観測史上最大級とみられる



「土地工作物責任」の問題だが
不可抗力として「瑕疵」はなく
責任がないと判断される
事案が大半と思われる(私見)

※通常発生することが予測可能な自然災害・強風
に耐えられる安全性があったかで通常判断される

(参考裁判例として仙台地裁昭和56年5月8日判決や
福岡高裁昭和55年7月31日判決など)



それでも
当事者
同士で
どうしても
解決でき
なければ

静岡県弁護士会 あっせん・仲裁センターが
令和7年台風15号に関連したトラブルを解決するお手伝いをします

弁護士会の仲裁(災害ADR)

令和7年台風15号による水害・土砂災害により、建物が損壊して賃貸借関係や修繕方法で問題が生じたり、土砂崩れや塀が倒れるなど近隣間でのトラブルに悩んでいませんか？
弁護士会の仲裁(災害ADR)は、大規模災害に関連する民事上の紛争について、弁護士が仲裁人として当事者双方の言い分をよく聞いて、話し合いで紛争の円満な解決をめざすものです。

申立手数料は
無料です
(紛争解決時には成立
手数料が発生します)

申立てを
弁護士が
サポートします

原則3回以内の
話し合いで紛争解決
をめざします

災害ADRは裁判より迅速で、柔軟性がある
紛争解決ができるとされています。
東日本大震災や熊本地震、平成30年の岡山
豪雨災害、令和4年の台風15号の際にも数
多く利用されています。



お問い合わせ

静岡県弁護士会 静岡支部 TEL 054-252-0008
静岡県弁護士会 沼津支部 TEL 055-931-1848
静岡県弁護士会 浜松支部 TEL 053-455-3009

〒420-0853
静岡市葵区追手町10-80
〒410-0832
静岡県沼津市御幸町24-6
〒430-0929
静岡県浜松市中央区中央1-9-1



ホームページは
こちら↓



※ その地域への災害救助法などの適用、その他の条件などで使える支援制度は変わります
※ この瓦版の情報は令和7年9月6日時点のもので、その後変わることがあります

この瓦版や様々な支援情報ツールはこちらからDL ↓



り災証明書・片付け

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
----	-------	-------	----	-----	------

水害にあったときに

浸水や土砂災害の被害にあった方は、まずは冊子「水害にあったときに」をご覧ください。被害を受けた住宅の片づけ、消毒、乾燥から、水害の際の罹災証明の判定基準、その後の支援制度まで、イラスト付きでまとまっています。

右のQRコードから冊子版やチラシ版をダウンロードしましょう
(制作・震災がつなぐ全国ネットワーク)

災害救助法が適用された地域の支援

- 緊急修理制度** (2023年度) 準半壊程度以上の被害を受けた住宅の、雨水侵入を防ぐブルーシート張りなどの工事費、資材費の支援制度です。自治体に事前相談を → **一世帯 5万3900円以内**
- 応急修理制度** (2023年度) 屋根、床、壁、トイレなどの修理の支援制度です。事前に自治体に相談してから工事を依頼しましょう → **半壊以上 73万9000円**
準半壊 35万8000円
- 仮設住宅** (2023年度) 提供の有無、入居条件などは各自治体に問い合わせを。公営住宅の無償提供がされることもあります → **家賃が無料です**
(半壊でも入れる場合もあります)

静岡県独自の再建支援金の制度

基礎支援金	加算(追加)支援金	
全壊世帯や半壊以上で解体等 → 100万円	建替や購入の時	200万円
大規模半壊世帯 → 50万円	修理の時	100万円
	民間賃貸住宅へ	50万円

※ 中規模半壊は加算支援金のみ上の半額がもらえる
※ 単身世帯はそれぞれ4分の3の金額になる
※ 賃貸物件では賃借人側がもらえる

静岡県には、国の被災者生活再建支援法がその地域に適用されない場合でも、被害に応じて、被災者生活再建支援法と同じ金額を給付する独自の支援制度があります！

代表的な支援制度

- 緊急修理制度** OR **仮設住宅**
- 雑損控除** (災害減免法) 災害で建物、家財、車、お墓などの損害を受けた人は、確定申告で所得税、住民税が軽減されることがあります (医療費控除と類似)
 - この制度は罹災証明が**一部損壊**の人でも利用できます
 - 保険金でカバーできない損害がある人は、税務署や、無料相談会などで相談しましょう
 - 家財の損害は**金額不明**でも国税庁の評価額を利用できます
- 高齢者向け返済特例とは**
 - 60歳以上を対象にした住宅再建のための特別なローンです。再建をあきらめる前にご相談を (住宅金融支援機構)
 - 修理(補修)、建替え、新たな住宅の購入のための借入です
 - 不動産評価の6割が借入目安
 - 毎月の返済は**利息のみ**
 - 元金は死亡後に、不動産の売却などで支払い。**債務が残っても相続人には支払義務がありません**

雑損控除ってなに?

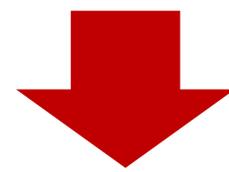
応急修理制度を使うと、修理完了後や一定期間後などは、仮設住宅に入れないことも
そのため、特に、**半壊以上の人**など仮設住宅が利用できる可能性のある人は応急修理制度の利用は慎重に検討を！

被災地の詐欺に注意！ 支払う前に警察、ダイヤル188 (消費者ホットライン) に相談
不動産の権利証、通帳、保険証券、実印などを失っても、**権利は失いません**のでご安心下さい (静岡県弁護士会)

災害直後、特に罹災証明書の交付前は

- 細かな知識より支援制度の**全体像**
- どんな順番で**何をすべきか**の把握

が大切



今日は、**台風15号支援情報瓦版**を使い、大きな視点のお話をします

第1期
(応急期)

いまココ

第2期
(避難生活期)

第3期
(住まい再建期)



避難生活

在宅
避難所
公営住宅
ホテル
車中泊
家族宅
親戚宅
知人宅

罹災証明書
を
もらう

仮設住宅
(公営住宅)

在宅避難の人も多数

自宅の再建

解体

修理

住まいの選択

賃貸物件

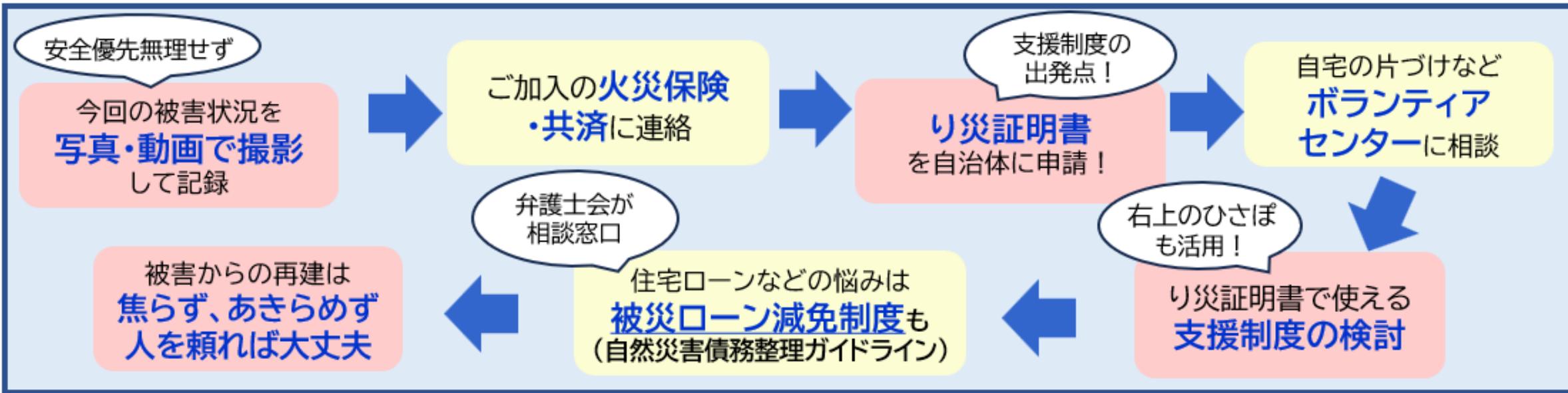
(災害)公営住宅

転居先で 建築・購入

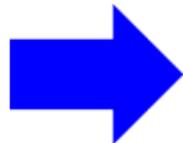
自宅の建替え

自宅の修理

再建までの流れ(例)



契約してる
火災保険の
会社が
わからない



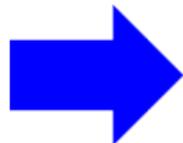
日本損害保険協会「自然災害等損保契約照会センター」

電話 0120-501-331

※受付は月から金曜日(祝日・休日を除く。)午前9時15分～午後5時まで



片付けの
ボランティアはどこに
頼むの?



牧之原市 災害ボランティアセンター
電話 0548-22-5187

吉田町 災害ボランティアセンター
電話 070-3164-7143

大規模災害に被災された皆さまへ

(東日本大震災又は2015年9月2日以降に災害救助法が適用された自然災害に限られます)

自然災害の影響で、 住宅ローンなどの返済に お困りではありませんか？



「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
により

住宅ローンなどの
免除・減額を
申し出ることができます。



メリット1

手続支援を
無料で

弁護士等の「登録支援専門家」による
手続支援を無料で受けられます。

弁護士のほか、公認会計士、税理士、不動産鑑定士。
なお、特定調停手続の利用に関する費用は、債務者ご自身
に負担していただくことになります。

メリット2

義援金等に加え
財産の一部を
手元に残せる

具体的には、債務者の被災状況や生活
状況などの個別事情により異なります。

メリット3

個人信用情報として
登録されない

債務整理をしたことが個人信用情報と
して登録されないため、新たな借入れ
に影響が及びません。

多額の住宅ローンが残っ
た家が全半壊！

絶望したり、
自己破産を検討する前に

ぜひ静岡県弁護士会に
「被災ローン減免制度
の件で相談したい」
とご連絡下さい



全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
----	-----------	-----------	----	-----	----------

り災証明書は、役場に申請すると、被害を受けた住宅を調査した上で、発行してもらえる住宅被害の証明書です。表のように、主に、全壊、半壊など6種類に分かれます。**多くの支援制度が、り災証明書と結びついている**ので、り災証明書の申請は、再建のスタートになります。

重い判定ほどたくさんの支援が受けやすいのが特徴。最初の判定に疑問があれば、**再調査や二次調査**の申請も可能なので、発行した自治体に相談して下さい

水害にあったときに

浸水や土砂災害の被害にあった方は、まずは冊子「**水害にあったときに**」をご覧ください。被害を受けた住宅の片づけ、消毒、乾燥から、水害の際の罹災証明の判定基準、その後の支援制度まで、イラスト付きでまとまっています。

右のQRコードから冊子版やチラシ版をダウンロードしましょう
(制作:震災がつなぐ全国ネットワーク)



自宅の片づけや
乾燥、消毒の方法は
「**水害にあった
ときに**」
をみればいいね

水害にあったときに

浸水被害からの生活再建の手引き

たいせつな4つのポイント..... 03

すぐにはじめること	
片付ける前に記録を残す.....	06
被害にあったことを伝える.....	07

自宅の片付けとそうじ	
自宅の復旧について相談する.....	08
作業をするとき何に気をつける?.....	09
ぬれた家具や家電を片付ける.....	10
水に浸かったものはどうすればいい?.....	12
床下やカベ裏の確認をする.....	14
できるかぎり水や泥をとりのぞく.....	16
さらに乾燥させる.....	17
ボランティアがおこなう片付けとは?.....	18
災害支援NPOがおこなう活動とは?.....	19

罹災証明書をもらう	
被害調査を受けて罹災証明書をもらう.....	20
1次調査の判定基準.....	22
2次調査の判定基準.....	23

くらしの立て直し	
支援制度を申請する.....	24
当面の住まいを決める.....	25
支援制度一覧表.....	26
住まいの再建について考える.....	28
なりわい・生活を立て直す.....	29
声をあげてよかったこと.....	30
わたしの相談先リスト.....	31

スタートは罹災証明書

この判定が支援の大小を決める

避難生活

避難所
公営住宅
ホテル
車中泊
自宅
家族宅
親戚宅
知人宅

り災証明書 (全壊、半壊)

つながっている

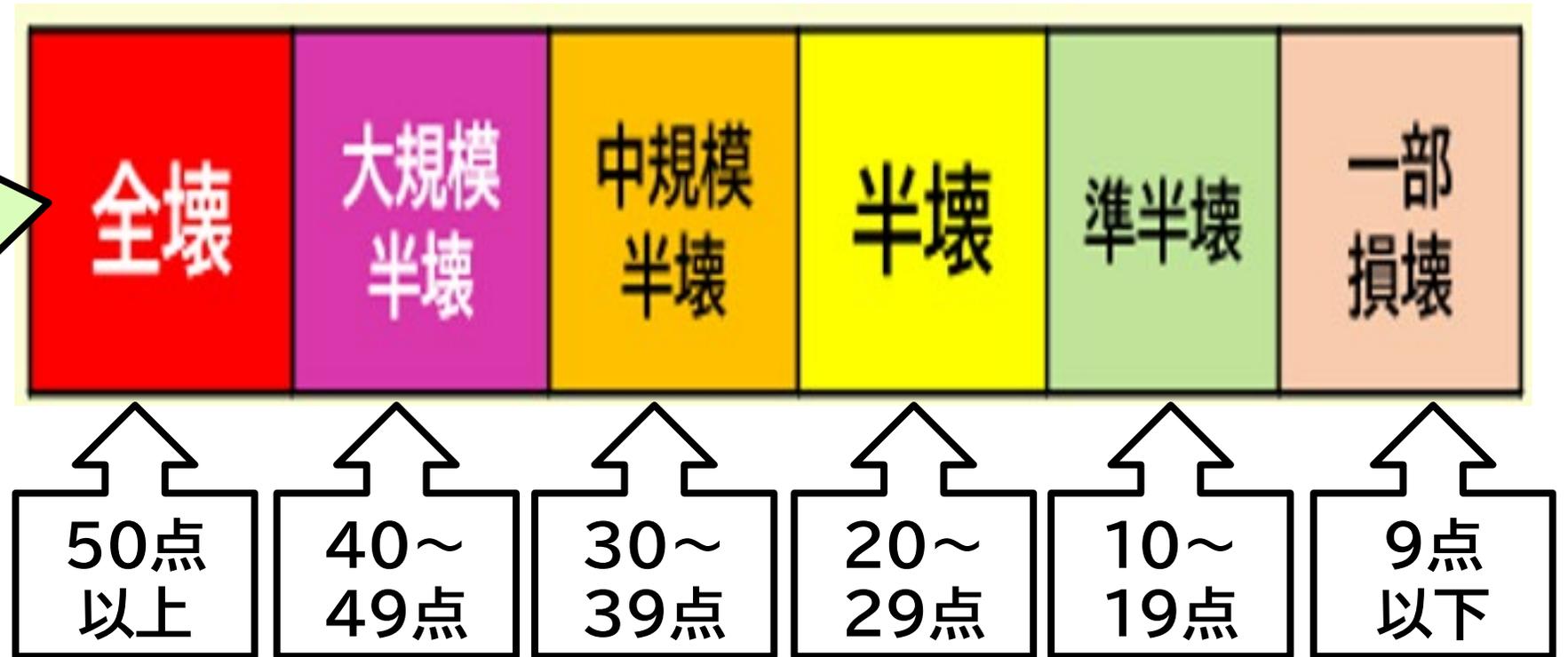
公的支援制度

避難所 数日から数ヶ月の利用 (無料)	ボランティア 専門家支援 片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談	応急修理 制度 <2024基準> 半壊以上 71万7000円 半壊 34万8000円	被災者生活再建支援金 基礎支援金 全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	火災(地震) 保険・共済 火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし	
仮設住宅 原則 2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性	義援金 家族の死亡や住家被害の程度により支給される	自治体の 独自支援 追加支援・補助等自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集	災弔 慰金 家族の死亡時に遺族に 500万円 又は 250万円 支給	災害援護資金 貸付 1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大 350万円 貸付	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・墓地などの損害の確定申告によって税金が減免される
公費解体 原則全壊が対象。特定非常災害等なら半壊以上の建物を無料で解体・撤去	被災者生活再建支援金 加算支援金 建設・購入 200万円 修理 100万円 民間貸借 50万円 *中規模半壊は上の各半額	被災ローン 減免制度 住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除	リバース モーゲージ <高齢者返済特例> 60歳以上なら、不動産評価の6割まで借り入れ、返済は利息だけでOK	災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修) 建設・購入資金は半壊以上、補修は一部損壊以上が融資の条件	災害公営 住宅 収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり

修理／建替／引越／公営住宅

罹災証明書 を 一言でいうと？

罹災証明は
100点満点
の住宅の
壊れ度テスト



どの判定をもらうかで大きな支援の差になる

水害の罹災証明の判定方法 (一次調査)

注意)土砂が一面に堆積している場合は別の基準もあります



水流などによる家屋損傷を伴う浸水被害のとき		内水氾濫の被害(左以外の場合)	
住家滅失又は 床上1.8m以上	全壊	床上1.8m以上	大規模半壊
床上1m~ 1.8m未満	大規模半壊	床上1m~ 1.8m未満	中規模半壊
床上50cm~ 1m未満	中規模半壊	床上10cm~ 1m未満	半壊
床上50cm未満	半壊	床上10cm未満	準半壊
床下浸水	一部損壊	床下浸水	一部損壊

水流などによる家屋損傷
を伴う浸水被害のとき

住家滅失又は 床上1.8m以上	全壊
床上1m～ 1.8m未満	大規模 半壊
床上50cm～ 1m未満	中規模 半壊
床上50cm未満	半壊
床下浸水	一部損壊

この基準を使うときは国が
「浸水が一番**浅い場所**」
で深さを測ることを求めています(なぜ…)

内水氾濫の被害
(左以外の場合)

床上1.8m以上	大規模 半壊
床上1m～ 1.8m未満	中規模 半壊
床上10cm～ 1m未満	半壊
床上10cm未満	準半壊
床下浸水	一部損壊

この内水氾濫の基準を使うときなら
「浸水が一番**深い場所**」で深
さを測ってOKです！

床上ぎりぎりの浸水の
場合、**半壊**になるか
準半壊になるかで
重大な支援の差が
生まれます

必ず、一番**浸水がひどい場所**で測定してもらって下さい



結局、罹災証明の調査・判定にあたって大切なのは

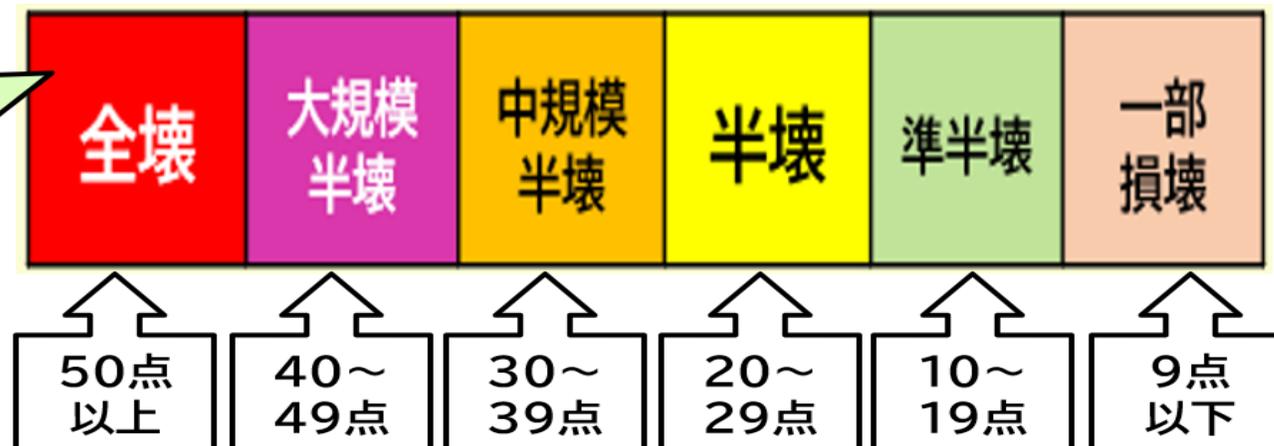
半壊未満の判定になってしまうと

- ・ 応急仮設住宅に入る権利すらなくなる
- ・ ほとんどの支援の対象外になる

という基礎的な知識を、
行政職員側も住民側も持っていること。

突風被害の場合

100点満点
のテスト



木造・プレハブ住宅の基本的な判定方法 (家の中も調査する場合)

100点満点

屋根	15点	外壁	10点	建具	15点
柱	15点	内壁	10点	基礎	10点
床	10点	天井	5点	設備	10点

木造・プレハブ住宅の基本的な判定方法(家の中も調査する場合)

100点
満点

屋根	15点	外壁	10点	建具	15点
柱	15点	内壁	10点	基礎	10点
床	10点	天井	5点	設備	10点

被害の適正評価のポイント①

突風で家が壊れたあとに**家に侵入した雨による浸水被害**にも点数つけてもらう！
(外から見えるより実際の浸水範囲は広い)

被害の適正評価のポイント②

修理で交換が必要な箇所は、交換が必要な全ての面積について、I～Vのうち**最大評価のVで判定**してもらう！

どちらも、建替えや修理を頼むハウスメーカーや工務店の人、大工さん、建築士さんなどに
①実際の室内の浸水範囲や、②部材の再利用が難しく交換が必要な箇所
を調査してもらい罹災証明の判定の参考資料にすることが自治体にとっても住民にとっても重要！

二次調査の《内壁》のポイント

<表 内壁（構成比 10%）>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	<ul style="list-style-type: none"> ・塗り壁隅角部におずかなひび割れが生じている。 ・内壁合板におずかなずれが生じている。 ・ボードの目地部におずかなずれが生じている。 	10%
II	<ul style="list-style-type: none"> ・内壁周辺部に隙間が生じている。 ・内壁合板にずれが生じている。 ・タイルの目地に亀裂が生じている。 ・ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。 	25%
III	<ul style="list-style-type: none"> ・内壁合板に剥離、浮きが見られる。 ・タイルが剥離を生じている。 ・クロスが破れている。 ・柱・梁に割れが見られるため、内壁の一部の取り外しが必要である。 ・ボードの目地部に著しいずれ、釘打部の部分的な浮き上がり、隅角部の破損が生じている。 ・浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 ・浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。（下地材の交換を要しない程度） ・浸水により塗土の半分程度が剥落している。 	50%
IV	<ul style="list-style-type: none"> ・内壁合板に剥離、脱落が見られる。 ・タイルが剥落している。 ・ボードの釘の浮き上がりが見られ、脱落が生じている。 	75%
V	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての仕上材が脱落している（見切りは不要。壁1面を100%の損傷として算定する。）。 ・下地材の損傷が生じている。 ・浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 ・浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。（再使用が不可能な程度） ・浸水により塗土の大半が剥落している。 	100%

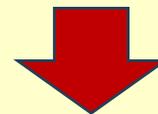
※以下のような被害が見られる場合には、再使用が不可能な程度（損傷程度V）とし、内壁面全面を損傷面積としてとることとする。

- ・内壁面へ汚泥の付着など相当な汚損が見られ、内壁内部まで吸水している場合
- ・内壁面に、浸水痕とは別に、吸水等によるシミ・汚損・カビ等がみられる場合

出典：内閣府「被災者生活再建支援法の運用に係るQ&A」➡

<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hisaishashien/pdf/dai2kai/sankou14.pdf>

まず、
内壁面が相当汚損し、内部まで吸水している場合や
内壁面に吸水などによるシミ、汚れ、カビがある場合



再使用が不可能として**最大のV**で
全面積を判定できます！

また、低い床上浸水でも「内壁」全面の損傷
と評価できる場合もある！



Q12(浸水等による住宅被害の認定について)

浸水等により被害を受けた住宅を被害認定する際のポイント如何。

A12 浸水等による住宅被害においては、床材、壁材、断熱材などの建材は、一度浸水すると、本来の機能を損失し、又は通常求められる住居の快適性を著しく阻害する場合がある。例えば、浸水の水位が低位であった場合でも、壁内部のパネルや断熱材の吸水により、壁の全面が膨張している場合であり、その際は、「内壁」全面の損傷として取り扱うこととなる。

また、水廻りの衛生設備等については、一度浸水すると、使用できない場合がある。



「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」(令和4年度) 日本建築士会連合会

◇目的別の床撤去作業のポイント

床の撤去を行う目的	撤去作業のポイント
①浸水により床の機能が損なわれて使用できない	床の材質により撤去するか否かが異なります。また、床材といっても、複数の材料で床が構成されていますので、どこまで撤去し、どの材料を残すのかを判断します。
②床下の排水、泥の撤去作業ができない	作業を可能とする範囲を撤去します。床下に人が入れない場合、あるいは床下の乾燥を行うことを優先すれば、相当な部分を撤去することも考えなければなりません。



➤再利用が可能か否かについて、仕上げ材ごとの判断の目安を、別掲していますので参考としてください。なお、あくまで目安であり、被災状況を確認したうえで、また、今後の建物の利用方針等を総合的に勘案して撤去すべきか否かを判断します。

部位	材 料	再利用の可否	備 考	
	土塗り壁	△	土が落ちても小舞は使用可能ではあるが、復旧用の土の確保や職人の有無等を総合的に判断 漆喰等仕上げがある場合は内部を確認	
	無垢材板張り	○	水洗いで使用可能	
断熱材	繊維系(鉱物性)	×	グラスウール、ロックウール等は極めて不可	
	発砲樹脂系	△	他の仕上げ材との接地面と隙間の確認要する	
建具	アルミサッシ類	○	水洗いで使用可能(網戸共)	
	樹脂サッシ	○	水洗いで使用可能	
	木製建具(障子・ふすま)	無機材	△	水洗い、乾燥させ、障子・ふすま紙を張替え
		繊維版類	×	
	内部ドア類(枠共)	無垢材	○	水洗いで使用可能
繊維版類		×	MDF共	
外壁材		○	雨水が掛かる材料のため、水洗いで使用可能	

◇部位、材料ごとの浸水後の再利用の可否判断目安

部位	材 料	再利用の可否	備 考	
床	フローリング	無垢材	○	水洗いで使用可能
		合板類	▲	捨て貼りのある場合は、捨て貼り合板類の耐水性のレベル(特類か否か)や浸水時間で判断 捨て貼りのない場合は、仕上げフローリング材の材質等により判断
	畳	×	化学畳等も表材は使用不可	
	畳下地	荒板材	○	水洗いで使用可能
		合板	▲	耐水性のレベル(特類か否か)や浸水時間で判断
	カーペット類		×	
長尺CFシート		△	水洗いで使用可能だが、下地により判断	
内壁	クロス	×		
	繊維壁	×		
	漆喰類	△	浸水時間と下地材料により判断	
	下地	合板類	▲	耐水性のレベル(特類か否か)や浸水時間で判断
石膏ボード		×		

少なくとも
ここで▲や×になっている部材の浸水は
全面積を被害評価を最大のVに
することを検討すべき

○：基本的に再利用が可能と考えられるもの

△：浸水の時間や材料の仕様により再利用も可能と考えられるもの

▲：一般的に再利用は不可であるが、材料の仕様等により使用可能と考えられるもの

×：基本的に再利用はできないと考えられるもの



重要

過去の房総半島台風
のときの国の
弾力的運用基準



令和元年台風第15号における被害認定調査の実施について

住家の被害認定調査の弾力的運用について (9月20日に事務連絡を通知済み)

- ① 台風による被害に、降雨による被害も加味して判定
- ② 屋根、天井等の損傷面積率を柔軟に判断
(損傷部分の周辺の状態も考慮)
- ③ 内閣府(防災)の職員を派遣し、調査方法等の周知を徹底



被害の実態を十分に加味して
評価を実施

被害程度のイメージ (被害認定基準運用指針に基づき調査は実施すれば、概ね以下のような被害の程度となる)

前提: 2階建て住家。(平屋住家で同様の被害が出ている場合には、さらに損害の程度が高くなる。)

瓦屋根等に被害はあるが、雨漏りなし など	瓦屋根等に相当程度の被害が あり、屋内が雨水で浸水 など	瓦屋根等の大部分に被害 など
<p><被害程度のイメージ></p> <p>軽微な衝突痕等</p> <p>棟瓦の破損等</p> <p>概ね「一部損壊」</p>	<p>衝突痕、貫通痕等</p> <p>壁クロスの剥離等</p> <p>概ね「半壊」</p>	<p>葺材の大部分損傷</p> <p>仕上げ材の脱落</p> <p>概ね「大規模半壊」又は「全壊」</p>

瓦屋根等の大部分に被害

など

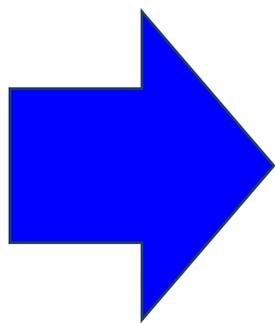


葺材の大部分損傷



仕上げ材の脱落

概ね「大規模半壊」又は「全壊」



屋根や壁に**甚大な被害**がある家は
簡易な調査で速やかに「**全壊**」判定を
お願いしたい

※職員さんの負担軽減にも地域の
復興にも不可欠です

瓦屋根等に相当程度の被害が
あり、屋内が雨水で浸水

など

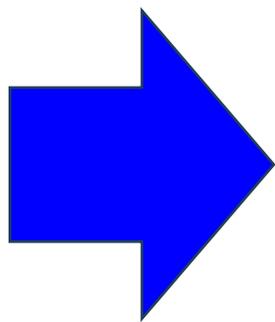


衝突痕、貫通痕等



壁クロスの剥離等

概ね「半壊」



この基準で「**半壊**」判定を検討する
場合には、可能であれば事実上
室内の状態も確認し、

- ・「**中規模半壊**」
- ・「**大規模半壊**」などの

判定も検討してもらいたい

災害救助法が適用された地域の支援

緊急修理制度



<2025基準>
準半壊程度以上
5万3900円
屋根や壁のブルーシート工事など

準半壊程度以上の被害を受けた住宅の、雨水侵入を防ぐブルーシート張りなどの工事費、資材費の支援制度です。自治体に事前相談を

→ **一世帯 5万3900円以内**

応急修理制度



<2025基準>
半壊以上
73万9000円
準半壊
35万8000円

屋根、床、壁、トイレなどの修理の支援制度です。事前に自治体に相談してから工事を依頼しましょう

→ **半壊以上 73万9000円**
準半壊 35万8000円

仮設住宅



原則 2年以内
家賃無料
半壊も入居可能性

提供の有無、入居条件などは各自治体に問い合わせを。公営住宅の無償提供がされることもあります

→ **家賃が無料です**
(半壊でも入れる場合もあります)

静岡県独自の再建支援金の制度

基礎支援金	加算 (追加の) 支援金	
全壊世帯や 半壊以上で解体等 → 100万円	建替や 購入の時	200万円
	修理の時	100万円
大規模半壊世帯 → 50万円	民間賃 貸住宅へ	50万円

※ **中規模半壊**は加算支援金のみ上の半額がもらえる
 ※ 単身世帯はそれぞれ4分の3の金額になる
 ※ 賃貸物件では賃借人側がもらえる

静岡県には、国の被災者生活再建支援法がその地域に適用されない場合でも、被害に応じて、被災者生活再建支援法と同じ金額を給付する独自の支援制度があります！

災害救助法が適用された地域の支援

緊急修理制度



<2025基準>
準半壊程度以上
5万3900円
屋根や壁のブルーシート工事など

準半壊程度以上の被害を受けた住宅の、雨水侵入を防ぐブルーシート張りなどの工事費、資材費の支援制度です。自治体に事前相談を

→ **一世帯 5万3900円以内**

応急修理制度



<2025基準>
半壊以上 73万9000円
準半壊 35万8000円

屋根、床、壁、トイレなどの修理の支援制度です。事前に自治体に相談してから工事を依頼しましょう

→ **半壊以上 73万9000円**
準半壊 35万8000円

仮設住宅



原則 2年以内
家賃無料
半壊も入居可能性

提供の有無、入居条件などは各自治体に問い合わせを。公営住宅の無償提供がされることもあります

→ **家賃が無料です**
(半壊でも入れる場合もあります)

「災害から10日以内」
という期限が書かれていますが、大きな災害では利用期限が延長される運用があります。

今後の情報を確認して下さい

これらの災害救助法の支援制度は、直接お金をもらえる制度ではなく、**自治体が被災者の代わりに「業者」に費用を支払う制度**



そのため、必ず事前に自治体に相談して下さい！

静岡県独自の再建支援金の制度

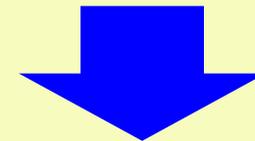
基礎支援金	加算（追加の）支援金	
全壊世帯や 半壊以上で解体等 → 100万円	建替や 購入の時	200万円
	修理の時	100万円
大規模半壊世帯 → 50万円	民間賃 貸住宅へ	50万円

※ 中規模半壊は加算支援金のみ上の半額がもらえる
 ※ 単身世帯はそれぞれ4分の3の金額になる
 ※ 賃貸物件では賃借人側がもらえる

静岡県には、国の被災者生活再建支援法がその地域に適用されない場合でも、被害に応じて、被災者生活再建支援法と同じ金額を給付する独自の支援制度があります！

「中規模半壊」以上の人だけが使えると説明されることもありますがそれは間違いです

「半壊」の人も、高額な修理費がかかるなどの理由でやむを得ず「建物を解体」すれば



「全壊」の人と全く同じ最大300万円の支援金がもらえます

応急修理と仮設住宅の関係

応急修理制度



<2025基準>

半壊以上
73万9000円
準半壊
35万8000円

OR

仮設住宅



原則 2年 以内
家賃無料
半壊も入居可能性

- **応急修理制度**を使うと、修理完了後や一定期間後などは、**仮設住宅**に入れないことも
- そのため、特に、**半壊以上の人**など仮設住宅が利用できる可能性のある人は応急修理制度の利用は慎重に検討を！

雑損控除ってなに？

雑損控除 (災害減免法)



建物・家財・車・墓地
などの損害の
確定申告によって
税金が減免される

災害で建物、家財、車、お墓などの損害を受けた人は、確定申告で所得税、住民税が減免されることがあります
(医療費控除と類似)

- この制度は罹災証明が**一部損壊の人**でも利用できます
- 保険金でカバーできない損害がある人は、税務署や、無料相談会などで相談しましょう
- 家財の損害は**金額不明**でも国税庁の評価額を利用できます

高齢者向け返済特例とは

リバース モーゲージ

<高齢者返済特例>



60歳以上なら、不動産評価の6割まで借り入れ、返済は利息だけでOK

60歳以上を対象にした住宅再建のための特別なローンです。再建をあきらめる前にご相談を
(住宅金融支援機構)

- **修理(補修)、建替え、新たな住宅の購入**のための借入です
- **不動産評価の6割**が借入目安
- 毎月の返済は**利息のみ**
- 元金は死亡後に、不動産の売却などで支払い。**債務が残っても相続人には支払義務がありません**

◆ **被災地の詐欺**に注意！ 支払う前に警察、ダイヤル188 (消費者ホットライン) に相談
◆ 不動産の権利証、通帳、保険証券、実印などを失っても、**権利は失いません**のでご安心下さい

制作/責任 弁護士 永野 海
(静岡県弁護士会)

応急修理と仮設住宅の関係

**応急修理
制度**

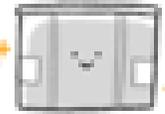


<2025基準>

半壊以上
73万9000円
準半壊
35万8000円

OR

仮設住宅



原則 2年 以内
家賃無料
半壊も入居可能性

- **応急修理制度**を使うと、修理完了後や一定期間後などは、**仮設住宅**に入れないことも
- そのため、特に、**半壊以上の人**など仮設住宅が利用できる可能性のある人は応急修理制度の利用は慎重に検討を！

雑損控除ってなに？

雑損控除 (災害減免法)



建物・家財・車・墓地
などの損害の
確定申告によって
税金が減免される

災害で建物、家財、
車、お墓などの損害
を受けた人は、確定
申告で所得税、住民
税が減免される
ことがあります
(医療費控除と類似)

- この制度は罹災証明が**一部損壊の人**でも利用できます
- 保険金でカバーできない損害がある人は、税務署や、無料相談会などで相談しましょう
- 家財の損害は**金額不明**でも国税庁の評価額を利用できます

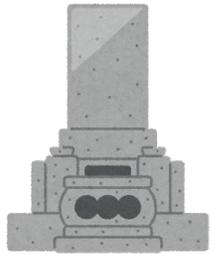
雑損控除 って 何？

※医療費控除の制度と仕組みは同じ！

災害による損害



- ・家の修理費用
- ・家財の損害額
(金額の推定規定あり)
↑次ページ



- ・お墓の修理費用など

から

もらった保険金 をひく



火災保険の保険金



この金額が、その年の所得の10パーセントを超えていたら、その超えた分、所得を控除してもらえる(=所得税、住民税が減る)



雑損控除 家財の損害にやさしい国税庁

(2) 家財に対する損失額の計算（生活に通常必要な動産で、車両を除きます。）

① 家財の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{家財の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 家財の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}$$

(3) 車両に対する損失額の計算

$$\text{損失額} = (\text{車両の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

この家財の損害額推定規定が非常に大きい

家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

「国税庁 雑損控除」で検索

損害額に乗じる「被害割合」も簡単に決めてくれている

被害割合表

被害割合については、被害状況に応じて、以下の「被害割合表」により求めた被害割合とします。

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかわりにこの割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 ・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
二階建以上		35 (20)	40 (25)		
床下		15 (0)	-		

(被害割合 **基本**)
半壊の罹災証明書もらった場合
損害額×50%

水害のときは浸水被害分も足せてお得!

(被害割合 **水害**のとき)
半壊の罹災証明書もらった場合
損害額×(50%+40%など)

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

雑損控除

確定申告を忘れずに！

青色 損失 FA2201

令和 03 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 静岡県静岡市清水区

氏名 雑損控除 サンプル

現在される所得金額 (20) 000

配当控除 (21) 0

雑損控除 (26) 5545469

所得から差し引かれる金額 (26) 5545469

合計 (29) 6987412

社会保険料控除 (13)	177444
小規模企業共済等掛金控除 (14)	
生命保険料控除 (15)	56383
地震保険料控除 (16)	10350
寡婦、ひとり親控除 (17~18)	0000
勤労学生、障害者控除 (19~20)	0000
配偶者 (特別) 控除 (21)	380000
扶養控除 (22)	0000
基礎控除 (24)	480000
(13)から(24)までの計 (25)	1104177
雑損控除 (26)	5545469
医療費控除 (27)	337766
寄附金控除 (28)	
合 (26)+(27)+(28) 計 (29)	6987412

税理士浅原慎一郎先生(静岡市)が台風15号支援のために作成された記入サンプル



上記浅原税理士のYoutubeチャンネルで具体的な申告書の書き方が解説されています(家財については17分41秒~)

高齢者向け返済特例とは

リバース モーゲージ ＜高齢者返済特例＞



60歳以上なら、不
動産評価の6割ま
で借入れ、返済
は利息だけでOK

60歳以上を対象にし
た住宅再建のための
特別なローンです。
再建をあきらめる
前にご相談を
(住宅金融支援機構)

- 修理(補修)、建替え、新たな住宅の購入のための借入です
- 不動産評価の6割が借入目安
- 毎月の返済は利息のみ
- 元金は死亡後に、不動産の売却などで支払い。債務が残っても相続人には支払義務がありません

60歳以上なら利息だけ返済の「リバースモーゲージ型」融資も

※住宅金融支援金庫(旧住宅金融公庫)の融資です



罹災証明書が必要
(建替・購入なら半壊以上)

不動産評価 (建替金額、購入金額) の6割まで借りられる

《上限》

- 修理 **2500万円まで**
- 建築・購入 **5500万円まで**
(土地を買わないなら4500万円まで)

6割

利息

借りた元金



毎月返済

➔ 600万円借りるごとに毎月1万円ぐらいの返済

返済不要

➔ 亡くなったあと、不動産の売却などで弁済
(相続人には請求されない)

残りは自己資金

- 義援金 支援金
- 保険金
- 預貯金

4割



公費解体制度 (建物の解体・撤去の支援制度)



公費解体が
使える可能
性
のある人

全 壊
大規模半壊
中規模半壊
半 壊
準 半 壊
一 部 損 壊

原則使える

特定非常災害のときや
自治体の独自財源で
対象になる可能性あり

被災者支援カード

2025年6月9日版 制作：弁護士 永野 海



DLページ

矢印の順番に
検討してみね



災害の規模や被害の程度、お住まいの自治体、時期などによって使える支援制度は異なります。

① 被災者支援カード

※ひび割れのサイトでダウンロードして使えます

① 被災ローン減免制度

(自然災害債務整理ガイドライン)

検討スタート!!



一定の預貯金、家財保険金、義援金、支援金などを手元に残したままローンを減額・免除。信用情報にも掲載されません。

お問い合わせ先

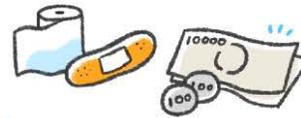
お住まいの弁護士会

対象の人

災害救助法が適用された災害の影響で、**住宅ローン**など個人の債務の支払が難しくなった人。自己破産の前に相談を

② 災害援護資金貸付

(災害弔慰金法)



借入最大350万円
(全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)

お問い合わせ先

自治体

対象の人

借入を検討している人
(**所得制限**があります)

返済期間10年/当初3年間(例外で5年間)は返済据置きで利息もかかりません

③ 応急修理制度

(災害救助法)



(2025年基準)
半壊以上の世帯 → **73.9万円**
準半壊の世帯 → **35.8万円**

お問い合わせ先

自治体

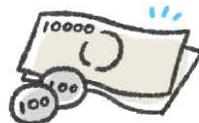
対象の人

準半壊以上で、自宅の修理を考えている人

修理完了後、④の仮設住宅や⑤の公費解体の利用ができない運用に注意。事前に自治体に相談を

⑥ 基礎支援金

(被災者生活再建支援法)



全壊世帯/解体世帯/長期避難世帯 → **100万円**
大規模半壊世帯 → **50万円**

お問い合わせ先

自治体

対象の人

下の各世帯にあたる人
解体世帯とは、**半壊以上**や**敷地被害**で**建物**を解体した世帯のことです(単身は4分の3の金額)

⑤ 公費解体

(環境省の補助制度)



建物を無償で解体・撤去
(自費解体後の償還制度も)

お問い合わせ先

自治体

対象の人

建物が全壊になって解体を考えている人
特定非常災害などでは**半壊以上**の建物に対象が拡大されることも

④ 応急仮設住宅

(災害救助法)



原則最長2年(特定非常災害では延長可能性あり)
家賃無料(光熱費負担あり)

お問い合わせ先

自治体

対象の人

居住できる家がなく、自分の資力では住宅を確保できない人
半壊、二次災害の危険、ライフライン途絶の人が入居できることも

⑦ 加算支援金

(被災者生活再建支援法)



建設・購入 → **200万円**
修理 → **100万円**
民間貸借 → **50万円**

お問い合わせ先

自治体

対象の人

基礎支援金をもらった世帯、中規模半壊世帯で住宅再建をする人(単身は4分の3の金額)
中規模半壊世帯は、左の金額のそれぞれ半額がもらえます

⑧ 災害復興住宅融資

(高齢者返済特例もあります)



建設・購入の融資 → **半壊以上の世帯**
修理(補修)の融資 → **一部損壊以上の世帯**

お問い合わせ先

住宅金融支援機構

対象の人

住宅の修理費用や再建費用を借りたい人
借入時60歳以上なら不動産評価の6割まで借りられ、利息のみを返済するリバースモーゲージ型融資もあります

⑨ 雑損控除

(所得税・住民税減免)



その年の**所得の10%を超える部分の損害額が所得から控除される**医療費控除に似た制度

お問い合わせ先

税務署に確定申告

対象の人

住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出があり、税金を減らしたい人。
家財の損害は金額不明でも国税庁HPで金額の推定がされています



あなたの
り災証明書で
使える制度を
チェック！

支援制度一覽表

2025年6月9日版
制作 弁護士 永野 海



最新版のDL

: 原則、災害救助法の適用が必要
 : それぞれの制度等の適用や実施が必要

: 原則、被災者生活再建支援法の適用が必要

② 支援制度一覽表

※ひび割れのサイトでダウンロードできます

	被災直後 (無理しないで)			住まいへの支援			もらえるお金					借りられるお金			その他の支援			
	専門家への相談 ボランティアや 自治体による 土砂撤去	火災・地震保険 共済などの確認	応急仮設住宅 (2025基準)	応急仮設住宅	公費解体	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額		義援金	災害弔慰金	自治体独自の 支援金・補助金	社会福祉協議会 の貸付	災害復興 住宅融資	災害復興住宅融資の 高齢者返済特例	災害援護 資金貸付	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他
							基礎 支援金	加算支援金 住居の再建方法 で金額が変わる										
全壊	困りごとは遠慮なさらず相談をして下さい	水災補償の加入や金額も確認をしましょう	73.9万円	○	○	○	100万円	建設・購入 200万円	義援金配分委員会が配分方法を決定	避難中の災害関連死の時も申請を忘れずに※5	定期的に自治体からの情報をチェック	生活、住宅、福祉、教育など様々な貸付あり	住宅金融支援機構が行う住宅再建用の融資	60歳以上なら返済が利息のみの特例融資あり	最大 350 万円	住宅ローンなど個人のローンが減免される制度	災害の損害を所得控除(確定申告必要)	右上のQRコードから
半壊など +建物解体						50万円	修理 100万円 民間賃借 50万円											
大規模 半壊			73.9万円		△	△		建設購入 100万円 修理 50万円 民間賃借 25万円										
中規模 半壊					△	※3	※4											
半壊																		
準半壊			35.8万円															
一部損壊 (床下浸水も)																		
長期避難 世帯 ※1				※2		※4	100万円	上記全壊と 同じ支援金						△ ※6				

※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と都道府県から認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱いになります。

※2 大規模な災害では、半壊以上の世帯や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性もあります。

※3 特定非常災害などでは、半壊以上の建物も公費解体の対象になります。ただし、修理か解体かは焦らずに検討を。

※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方なども入居できることも。入居には自治体ごとに条件があります。家賃は必要です。

※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額が支給されます。

※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でも各150万円まで借入れできる可能性。

自分が見える 《支援制度早わかりサービス》

(東京海上日動さんと共同制作)



東京海上日動

公的支援制度に関するチャットボット

最初の質問に戻る

ご利用いただける可能性のある制度をご説明いたします。
最大5つの質問にお答えください。

罹災証明を取得済みですか。(罹災証明の種類により利用できる制度が異なります)

取得済み

未取得

取得済み

罹災証明による被災区分を選択してください。

全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊



あなたが利用できる可能性がある制度の一例は以下のとおりです。また、必ずお住まいの自治体独自の支援制度の有無もご確認ください。詳しくはお住まいの自治体などにお問い合わせください。



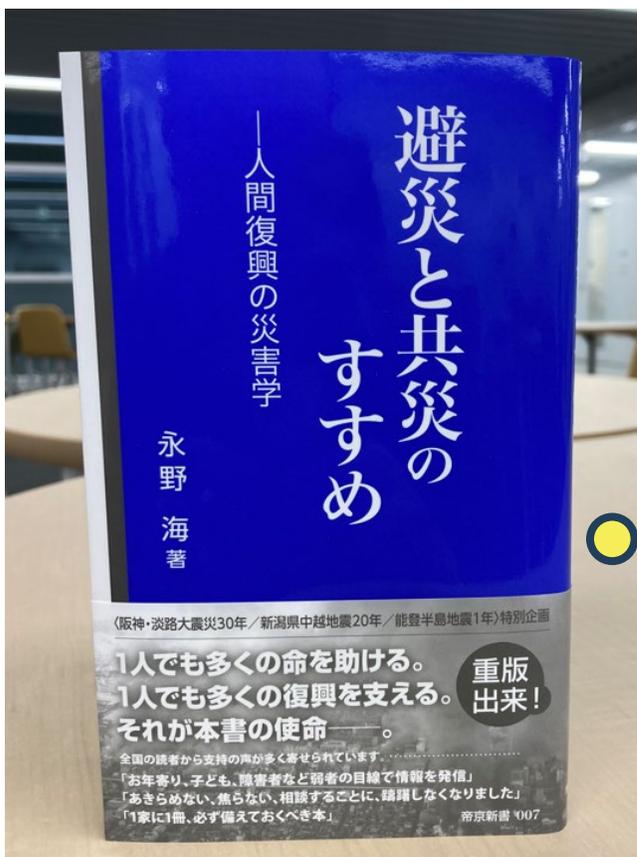
その災害に適用されている法律(※)や、ご自身の被害の程度などによって、使える支援制度は異なることにご注意ください。
※①災害救助法の適用(応急修理制度や応急仮設住宅などにつながります)、②被災者生活再建支援法の適用(基礎支援金、加算支援金につながります)、③特定非常災害特別措置法の適用(公費解体制度の対象拡大などにつながることがあります)
自治体のホームページや報道などで最新の情報を確認してください。



【制度名】
応急仮設住宅

【概要】
災害救助法に基づき、居住できる家がなく、自分の資力では住宅を確保できない場合に、自治体が建設する仮設住宅や、民間賃貸住宅を借り上げる「みなし仮設」に入居できる可能性があります。
※応急修理制度との併用はできない場合もあります
※入居の可否などはお住まいの自治体などにお問い合わせください。
【入居可能期間】
原則2年間(特定非常災害などでは延長の可能性があります)

今後の再建に必要な知識を **本** でも知りたい人は



災害にあったらどうなるの？
罹災証明書のポイントは？
必要な支援制度はどれ？
行政に求められるものは？
この本の中にすべて書いています



Amazon
のページ

災害版の
「家庭の医学」
一家に1冊

